

丹波市人権に関する市民意識調査結果の概要とまとめ

はじめに

「人権に関する市民意識調査」は、平成 17 年度と平成 24 年度に実施しており、丹波市としては 3 回目の調査となります。

新たな人権課題の高まりや人権に関する法律の制定など社会が変化する中で、人権課題に対する市民意識の現状を把握し、今後の人権施策を推進する上での必要な資料を得るため、市内在住の 2,000 人を対象に平成 30 年 7 月から 8 月にかけて実施しました。

今回調査では、20 歳以上としていた調査対象を、18 歳以上に変更するとともに、外国人も対象 (29 人) に含めました。

有効回収数は 962 件、有効回収率は 48.1% となり、前回調査の有効回収率 (56.6%) より 8.5 ポイント減少しました。

調査票は、概ね以下の事項に関する質問から構成しています。

- ①人権問題に関する関心・知識
- ②人権についての考え方
- ③家意識・伝統慣習意識・世間同調意識
- ④人権侵害に対する経験や対応
- ⑤人権問題に対する考え方（女性、子ども、障がいのある人、外国人、高齢者、性的少数者の人権、インターネットによる人権侵害）
- ⑥結婚に対する考え方
- ⑦同和問題（部落差別）に対する考え方
- ⑧教育・啓発および人権擁護委員制度について

1 人権問題に関する関心・知識

（１）関心のある人権問題【問１】（報告書 P7～ 概要版 P2）

17 の人権課題についての関心度を尋ねたところ、上位 5 つは、次のとおりとなりました。

障がいのある人の人権問題	88.9%
子どもの人権問題	87.3%
高齢者の人権問題	86.6%
労働者の権利に関する問題	84.7%
女性の人権問題	84.7%

「障がいのある人の人権問題」が 88.9% で最も高く、次いで「子どもの人権問題」、「高齢者の人権問題」、「労働者の権利に関する問題」、「女性の人権問題」の順で続いており、これらの人権問題については、過去の調査でも関心が高くなっています。

平成 30 年度に兵庫県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「障がいのある人に関する人権問題」が 46.8% で最も多く、次いで「インターネットによる人権侵害の問題 42.8%」、「女性の人権に関する問題 37.1%」、「高齢者に関する問題 36.8%」、「子どもに関する問題 36.5%」の順で続いています。

インターネットの人権侵害問題については、兵庫県の調査では 2 番目に関心度が高くなっていますが、丹波市では 8 番目 (73.0%) となっており、県全体と丹波市では、関心の高さの違いがあることが分かりました。

前回調査と比べて、最も関心度が増えているのは「性同一性障害や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題」で、10.2 ポイント増えています。

性別では、多くの項目で関心度の差はほとんどありません。

年齢別の関心度の傾向は、下記のとおりとなっています。

高い年代のほうに関心度が高い、または、若い年代層のほうに低い人権課題

「女性の人権問題」、「高齢者の人権問題」、「アイヌの人々の人権問題」、「刑を終えて出所した人の人権問題」、「刑務所等における被収容者の人権問題」

若い年代層のほうに関心度が高い、または、高い年代層のほうに低い人権課題

「外国人の人権問題」、「HIV(エイズ・ウィルス)感染者の人権問題」、「ハンセン病患者・元患者の人権問題」、「性同一性障害や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題」、「インターネットを悪用した人権侵害問題」

人権課題の関心度は、前回調査と比較して向上しています。しかし、関心の低い人権課題もあるため、啓発や講座等の開催により、関心を高めていく必要があります。

(2) 人権問題に関する文書や法律等の知識【問2】(報告書 P10～ 概要版 P2)

人権に関わる国内外の文書や法・制度(9項目)の認知度を尋ねたところ、上位3つは、次のとおりとなりました。

世界人権宣言	72.0%
水平社宣言	54.2%
同和対策審議会答申	51.5%

「世界人権宣言」が72.0%で最も高く、次いで「水平社宣言54.2%」、「同和対策審議会答申51.5%」の順で続いています。

平成28年に施行された新たな3つの法律の認知度については、次のとおりとなりました。

部落差別解消推進法	48.4%
障害者差別解消法	42.7%
ヘイトスピーチ解消のための法律	41.3%

各法律の認知度は、半数を超えておらず、認知度は高いとは言えない状況となっています。

性別では、多くの項目において、男性の認知度が女性より高くなっています。

年齢別では、高い年代層の方が、認知度が高いものでは、特に「同和対策審議会答申」で差が大きく(「18～29歳」と「60歳代」で37.1ポイントの差)、「部落差別解消推進法」、「丹波市住民票の写し等本人通知制度」でも、高い年代の方が認知度がやや高くなっています。

平成24年6月から開始しています「丹波市住民票の写し等本人通知制度」の認知度は、43.8%となり、高いとは言えない状況となっています。今後は、制度の周知に取り組み、本人通知制度への登録の促進を図るとともに、身元調査を許さないまちづくり、人権が尊重される社会づくりを進める必要があります。

文書や法・制度の認知度は、人権啓発との接触度が高くなるにつれて高くなっているため、あらゆる機会を通じた啓発に一層取り組み、法や制度の存在や、その目的の認知度を高める必要があります。

2 人権についての考え方

・人権についての考え方【問3】（報告書 P13～ 概要版 P3）

人権や権利に関する 12 の意見への考え方を尋ねました。

「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」については、反対（あまりそう思わない＋そう思わない）が 87.4%となりました。

また、「今の日本では、差別はもはや深刻な問題ではない」、「個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ」、「介護される側の高齢者が、あまり自己主張するのはよくない」でも反対が 6～7 割台となることから、市民の多くは、「人権問題は自分に関係がある」と考え、「差別問題に向き合うこと」や「個人の権利を尊重することを大切」だと考えています。

しかし、「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」では、前回調査より反対が 0.8 ポイント減少しているため、人権問題を自分のこととして捉え、主体的に取り組んでいくことができるよう、人権に関する学習機会の提供や啓発が必要です。

問題解決の方向性については、「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」に反対の割合は 58.8%、「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だと思う」に反対の割合は、57.5%となりました。

また、「権利ばかり主張して我慢することができない者が増えている」では賛成（そう思う＋どちらかといえばそう思う）が 70.9%、「思いやりや、やさしさを持てば人権問題は解決する」でも賛成が反対を上回って 55.7%となっていることから、人権問題の解決は、法や行政制度によるよりも「がまん」や「思いやり」など、個人の心がけが大切だと考える人が全体では多くなっていますが、前回調査との比較では、「学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」、「思いやりや、やさしさを持てば人権問題は解決する」で賛成が約 12～15 ポイント減り、「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だと思う」では賛成が 7.1 ポイント増えており、人権問題の解決においては、立法という制度的アプローチへの支持が増えています。

3 家意識・伝統慣習意識・世間同調意識

・家意識・伝統慣習意識・世間同調意識【問4】（報告書 P22～ 概要版 P3～）

日本社会の差別意識と深く関わると考えられてきた「家意識」、「伝統・慣習に対する意識」、「世間同調意識」についての意見に対する考え方を尋ねました。（設問は、各 2 問ずつ）

家意識

- ・①「家柄や家の格は大切にしたいほうがよい」、
- ・②「結婚相手を決める時は、子ども本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい（①②とも賛成が「家意識が強い」回答となる。）

	賛成	反対
①家柄や家の格は大切にしたいほうがよい	21.3%	77.4%
②結婚相手を決める時は、子ども本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい	14.5%	83.7%

「家意識が強い」回答は少ない結果となっています。

前回調査との比較では、①で賛成が 3.4 ポイント、②で 5.6 ポイント減少しており、家意識が強い回答が減少しています。

年齢別では、「家柄や家の格は大切にしたいほうがよい」に対して、18～29 歳の若い年代層の賛成

が 34.2%となり、他の年代（1～2 割台）よりやや高い結果となっています。

伝統慣習意識

- ・①「女性が土俵に上がれないのは、しきたりだから仕方がない」
 - ・②「皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」
- （①は賛成が、②は反対が「伝統・慣習意識が強い」回答となる。）

	賛成	反対
①女性が土俵に上がれないのは、しきたりだから仕方がない	23.8%	75.0%
②皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない	70.6%	27.9%

「伝統慣習意識が強い」回答は少ない結果となっています。

年齢別では、「女性が土俵に上がれないのは、しきたりだから仕方がない」に対する賛成は 70 歳以上で最も多く 3 割を超える一方で、18～20 歳では最も低く 1 割弱となりました。

一方、「皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」では、反対が 18～29 歳と 70 歳以上で 3～4 割あります。（他の年代は 2 割前後）。とりわけ最も若い年代層で、伝統・慣習意識が強い結果となっています。

前回調査との比較では、①で賛成が 21.3 ポイント、②で反対が 4.9 ポイント減少しており、家意識が強い回答が減少しています。

世間同調意識

- ・①「大勢の人の考えや行動にあわせたほうが、無難だと思う」
 - ・②「自分が納得できなければ、たとえ皆がやっていることでも、やりたいとは思わない」
- （①は賛成が、②は反対が「世間同調意識が強い」回答となる。）

	賛成	反対
①大勢の人の考えや行動にあわせたほうが、無難だと思う	38.5%	59.6%
②自分が納得できなければ、たとえ皆がやっていることでも、やりたいとは思わない	80.7%	17.7%

「世間同調意識が強い」回答は少ない結果となっています。

年齢別では、「大勢の人の考えや行動にあわせたほうが、無難だと思う」への賛成は、18～29 歳と 70 歳以上で 4 割台半ばとなり、やや多くなっています。「自分が納得できなければ、たとえ皆がやっていることでも、やりたいとは思わない」への反対も、70 歳以上で 2 割を超え、他の年代層よりやや高くなっています。

前回調査との比較では、①で賛成が 9.6 ポイント、②で反対が 6.7 ポイント減少しており、世間同調意識が強い回答が減少しています。

4 人権侵害に対する対応

(1) 人権を侵害された経験【問 5】（報告書 P27～ 概要版 P4）

過去 5 年ほどの間に人権を侵害された経験の有無について尋ねたところ、次の結果となりました。

ある	ない	わからない	回答なし
17.3%	56.7%	20.1%	6.0%

前回調査との比較では、「ある」が 7.8 ポイント減少し、「ない」が 18.4 ポイント増加しました。

平成 30 年度に兵庫県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「ある」が 23.1%、「ない」が 56.1%となっており、人権侵害を受けた経験のある人は、県の水準を下回っています。

性別では、女性の 19.5%に対して男性が 14.6%となり、女性の方が 4.9 ポイント高くなっています。年齢別では、30 代が 23.0%で最も高く、次いで 50 代（21.3%）、18～29 歳（21.1%）の順で高くなっています。

(2) 人権侵害の内容【問 6-1】（報告書 P28～ 概要版 P4）

人権侵害を受けた経験のある 166 人にその内容について尋ねたところ、上位 5 つは、次のとおりとなりました。

あらぬうわさや悪口などによる名誉や信用の侵害	43.4%
パワー・ハラスメント	34.9%
プライバシーの侵害	25.9%
地域・学校・職場での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ	23.5%
企業・民間による不当な扱い	10.8%

前回調査との比較で変化の大きいものは「パワー・ハラスメント」で 19.1 ポイント増加しています。

性別では、「男性」が「あらぬうわさや悪口などによる名誉や信用の侵害」、「公的機関による不当な扱い」をあげている割合がわずかに女性より多く、「女性」では、「地域・学校・職場での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ」、「家庭内での暴力や虐待」が男性よりわずかに多くなっています。

家庭内での暴力があると回答した人は 12 人（男性 2 人・女性 9 人・性別回答なし 1 人）おられますので、暴力の根絶に向けた啓発や被害者支援を行う必要があります。

また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど職場での人権侵害も多くあるため、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため事業所に対する啓発を推進する必要があります。

（３）人権侵害の理由【問 6-2】（報告書 P29～ 概要版 P5）

人権侵害を受けた理由（18 項目）を尋ねたところ、「その他」の 25.9%以外で、1 割を超えたものは、次のとおりとなりました。

職業	15.1%
女性であること、男性であること	15.1%
容姿・身なり	14.5%
思想・信条	13.9%
収入・財産	12.7%
学歴・出身校	10.8%
年齢	10.2%

前回調査から大きな増減はありませんでした。

（４）人権侵害への対応【問 6-3】（報告書 P31～ 概要版 P5）

人権侵害を受けた時の対応を 12 の選択肢から尋ねたところ、上位 5 つは、次のとおりとなりました。

友達・同僚・上司など身近な人に相談	34.9%
何もしなかった	28.9%
家族・親戚に相談	27.1%
相手に抗議するなど自分で解決した	14.5%
その他	10.8%

「何もしなかった」が前回調査から 15.1 ポイント減少したものの 28.9%と高くなっています。

相談先としての公的機関は、前回調査より増加しているものの、県や市などの相談窓口と警察が 4.2%、法務局・人権擁護委員に相談が 3.6%となり、いずれも 5%に満たない数値となっています。

相談せずに我慢した人や自分で対処した人も多いことから、公的機関が十分に活用されるよう、一層の周知を図っていく必要があります。

5 女性の人権

・女性の人権について【問 7】（報告書 P33～ 概要版 P5）

女性の人権に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「女性の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。

（網掛けの方が積極的回答となる）

	賛成	反対
①「女のくせに」などというのは、言葉の暴力だと思う	79.3%	15.1%
②性的な冗談も、時には職場の潤滑油になる	19.3%	73.3%
③男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい	24.2%	70.1%
④昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむをえない	25.9%	66.8%

積極的回答の割合にはそれほど大きな差はありませんが、②の言葉によるハラスメントに対する方が、③の「性別役割分担」や④の「職場の待遇差」より積極的回答がやや多くなっています。

性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、70 歳以上の積極的回答の割合が他の年代層より低くなっています。

前回調査との比較（上記②③④）では、いずれにおいても積極的回答が増加しており、最も増加が大きいのは③の「男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」で反対が 9.6 ポイント増となっています。

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は、改善されつつありますが、男女共同参画に対する意識の定着を進めていく必要があります。

また、【問 6-1】の人権侵害の内容において、女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントなどがあったとの回答があるため、女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為の防止に向けた教育や啓発を行う必要があります。

6 子どもの人権

・子どもの人権について【問 8】（報告書 P35～ 概要版 P5）

子どもの人権に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「子どもの人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。

（網掛けの方が積極的回答となる）

	賛成	反対
①子どもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに口を出すべきではない	10.3%	87.0%
②競争の激しい社会だから遊びの時間を削ってでも子供を塾や習い事に行かせるのはやむをえない	18.7%	79.1%
③いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある	38.9%	58.6%
④子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない	40.0%	56.9%

①の「子どもの意見表明権」、②の「休息・余暇・レクリエーション・遊びへの権利」については、子どもの人権を守ろうとする回答が 8 割前後となりましたが、③の「いじめ」と④の「体罰」の質問では、5 割台後半と低くなっており、「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体

罰を容認する」と考えている方も多くおられます。

いじめと体罰はどのような理由があっても許されるものではなく、これらの防止に向けた意識改革を図り、いじめと体罰の根絶に取り組む必要があります。

性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、「70 歳以上」は、他の年代層と比べて、積極的回答の割合が低くなっています。

前回調査との比較（上記②④）では、いずれも積極的回答が増加しています。

7 障がいのある人の人権

・障がいのある人の人権について【問 9】（報告書 P37～ 概要版 P6）

障がいのある人の人権に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「障がいのある人の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。

（網掛けの方が積極的回答となる）

	賛成	反対
①障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断れるのは問題だ	85.3%	12.2%
②企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない	22.2%	74.4%
③多動の子どもが、じっとすることができないことを「親のしつけが悪い」というのは間違っている	73.6%	24.1%
④精神に障がいのある人に対しては、なんとなく不安を感じる	69.4%	28.1%

①の「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」ことについて賛成する回答が 8 割台半ばとなり、②の「障がい者の雇用」、③の「多動の子どもに対するしつけ」についても、障がいのある人の人権を守ろうとする立場の回答は、7 割を超えました。

しかし、④の「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約 7 割となっており、精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解の普及・啓発に取り組む必要があります。

性別では、③の「多動の子どもが、じっとすることができないことを親のしつけが悪い」と④の「精神に障がいのある人に対してはなんとなく不安を感じる」で男性の積極的回答の割合が低くなっています。

年齢別では、①の「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」と③の「多動の子どもが、じっとすることができないことを『親のしつけが悪い』というのは間違っている」では、いずれも高い年代層の積極的回答の割合が低くなっています。

8 外国人の人権

・外国人の人権について【問 10】（報告書 P39～ 概要版 P6）

外国人の人権に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。（網掛けの方が積極的回答となる）

	賛成	反対
①働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名（日本名）の使用を求めるのも仕方がない	24.6%	71.7%
②国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ	65.9%	26.3%
③外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居が断られる不動産業者がいても仕方がない	33.4%	63.6%
④日本の学校に通う外国人の子どもたちが、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障すべきだ	61.6%	34.1%

4 項目とも積極的回答が 6 ～ 7 割となりました。

性別では②の「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で男性の方が女性より積極的回答が多く、その他の項目では、女性の方が男性より積極的回答が多くなっています。

年齢別では、①の「働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのも仕方がない」と②の「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で 18～29 歳代の若い年代層と 70 歳以上の高い年代層で積極的回答の割合が低くなっています。

市内の外国人数は年々増加しており、また、平成 31 年 4 月からは、改正出入国管理及び難民認定法が施行されたことにより、さらに増加し、地域や職場において外国人と接する機会が増えることも予想されます。

しかし、外国人の人権問題に対して、「関心がある」と回答した人の割合は、62.3%で前回調査（57.7%）より 4.6 ポイント増加しているものの、関心度の高さは、17 項目中、12 番目となり、市民の関心はそれほど高くない状況となっています。

今後は、多様な価値観を受け入れる意識の醸成や日本人と外国人との交流の場の提供、外国人に対する日本語指導や生活情報の提供などにより、外国人の人権や多文化共生について理解を深める教育や啓発を行っていく必要があります。

9 高齢者の人権

・高齢者の人権について【問 11】（報告書 P41～ 概要版 P6）

高齢者の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねました。

4つの意見のうち、2つの意見での「高齢者の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。

（網掛けの方が積極的回答となる）

	賛成	反対
①高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションの入居が断られるのは仕方がない	37.0%	61.1%
②判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない	78.6%	19.2%
③住み慣れた家に暮らし続けたいという高齢者の意志は、家族の都合より優先されるべきだ	50.5%	47.5%
④老親の介護のために、転職・離職することになるのはやむをえない	44.0%	54.2%

年齢別では、「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居が断られるのは仕方がない」では60歳代の積極的回答が7割を超えてやや多く、「判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない」では、70歳以上の消極的回答（賛成）の割合が7割台（他の年代は8割台）で他の年代と比べやや低くなっています。

③④の「ケアを必要とする高齢者」と「ケアを提供する家族」との人権の衝突の問題については、いずれも賛否が二分されました。

高齢化社会が進む中で、高齢者が社会の重要な一員として尊重され、様々な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

10 性的少数者の人権（新規）

・性的少数者の人権について【問 12】（報告書 P43～ 概要版 P6）

性的少数者の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「性的少数者の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。

（網掛けの方が積極的回答となる）

	賛成	反対
①同性愛者や性同一性障がいのある人がいる職場では働きたくない	12.8%	82.7%
②もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる	70.8%	24.8%
③企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇すべきだ	64.1%	30.5%
④同性同士の結婚も認められるべきだ	55.0%	41.2%

③の「同性パートナーを配偶者として処遇すること」や、④の「同性同士の結婚」は、他の設問より低く、権利を制度化することには消極的であることが見受けられます。

年齢別では若い年齢層に、性別では男性より女性のほうに、性的少数者の人権を守ろうとする回

答が多くありました。

性的マイノリティーの総称の一つである「L G B T」という言葉が社会的に認知されるようになり、丹波市においても性的少数者の人権問題についての関心が高まっています。

また、性的少数者への配慮から市民が提出する申請書などにおいて性別欄の廃止に取り組んでいる自治体があるなど、性的少数者を取り巻く環境が変化しつつあります。

今後は、性的マイノリティーについての啓発や相談窓口の設置・紹介、L G B T等当事者に配慮した行政書類の見直しなどを進めていく必要があります。

11 インターネットによる人権侵害（新規）

・インターネットによる人権侵害【問 13】（報告書 P45～ 概要版 P7）

インターネットによる人権侵害に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ねました。

4 つの意見のうち、3 つの意見でのインターネット上の人権侵害に対する、削除要請や規制・違法化などの制度的取組を支持する意見（以下「規制等支持」という。）の多かった順は、次のとおりとなりました。

（網掛けの方が規制等支持となる）

	賛成	反対
①差別を扇動するような書き込みを行った者に対しては、処罰をする法整備が必要だ	77.8%	16.6%
②ネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求めるべきだ	75.2%	19.1%
③表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	41.9%	52.9%
④ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ	81.0%	13.9%

④の「ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」には 8 割以上が賛成しています。

差別や差別を扇動する書き込みへの規制や削除要請にも賛成が 7 割台半ばを超えていますが、「表現の自由」という言葉を出すと「情報の規制」に対する回答は、賛否が二分されました。

性別では、上記①②において、男性の方が女性より規制等支持の割合がやや多くなっています。

年齢別では、若い年代層において規制等に反対する傾向が強くなっています。

インターネット上において、個人の名誉の侵害や差別を助長する表現等、人権に関わる問題が発生しており、その数は年々増加しています。

丹波市では平成 31 年 1 月から悪質な書き込みをモニタリング（監視）する「インターネット・モニタリング事業」を実施しており、継続監視による抑止効果を図っています。

今後、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深める教育・啓発を推進していく必要があります。

12 結婚に対する考え方

・結婚に対する考え方【問 14】【問 15】（報告書 P47～ 概要版 P7）

子どもが結婚すると仮定して、親として結婚相手に求める条件（【問 14】）を「相手が女性の場合」「相手が男性の場合」の別に、13 項目中から、それぞれ 3 つ選ぶよう求めた結果、上位 5 つは、次のとおりとなりました。

子どもの結婚相手が女性の場合		子どもの結婚相手が男性の場合	
性格	81.6%	性格	66.0%
健康	65.8%	健康	59.4%
家庭環境	28.7%	職業	36.5%
家事能力	26.1%	収入・財産	30.5%
教養・センス	14.3%	実行力	17.9%

「相手が女性の場合」、「相手が男性の場合」とも、1 位「性格」、2 位「健康」となりましたが、3 位以下では求める条件が異なりました。

相手が女性の場合は、「家庭環境」「家事能力」を求める人が多く、相手が男性の場合には、「職業」、「収入・財産」を求める人が多く、性別による役割分担意識が反映されていると言えます。

性別では、相手が女性の場合、女性回答者は「家庭環境」を挙げる割合がやや高く、男性回答者は「容姿」を挙げる割合がやや高くなっています。（それぞれ約 7～8 ポイント台の差）。

年齢別では、若い年代層が相対的に多くあげているのは、「職業」、「収入・財産」、「容姿」、「教養・センス」などで、高い年代層では、「健康」「家庭環境」がやや多くなっています。

次に、子どもの結婚相手が、【問 14】で選んだ条件を満たしているとして、別の条件（5 項目）が加わった場合、親としてどのような態度をとるかを尋ねました。

「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせ、「ともかくも賛成」した者の割合が多かった順は、次のとおりとなりました。

【子どもの結婚相手が女性の場合】

	賛成	反対
①親や本人などが同和地区で生まれ育った人	64.2%	24.7%
②日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	49.7%	39.5%
③身体に障がいのある人	36.0%	52.8%
④刑を終えて出所した人	12.7%	76.1%
⑤精神に障がいのある人	12.4%	77.3%

【子どもの結婚相手が男性の場合】

	賛成	反対
①親や本人などが同和地区で生まれ育った人	60.8%	25.8%
②日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	48.0%	38.9%
③身体に障がいのある人	30.4%	56.0%
④刑を終えて出所した人	12.0%	74.8%
⑤精神に障がいのある人	11.1%	76.1%

子どもの結婚相手が女性の場合と子どもの結婚相手が男性の場合において、賛成の多かった順は

同じとなりました。

各属性別の傾向は、次のとおりとなりました。

①「親や本人などが同和地区で生まれ育った人」

性別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、同様の傾向となっていますが、相手が女性の場合には「ともかくも賛成」の割合が、男性回答者にやや多くなっています。

年齢別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、若い年代ほど「ともかくも賛成」の割合は高くなっています。

②「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」

性別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、同様の傾向となっていますが、相手が女性の場合には「回答なし」の割合が、女性回答者にやや高くなっています。

年齢別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、若い年代層の方に「ともかくも賛成」の割合が高くなっています。

③「身体に障がいのある人」

性別では、相手が女性の場合に、女性回答者の「回答なし」の割合がやや高くなっています。

年齢別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、若い年代ほど「ともかくも賛成」する者の割合が高くなっています。

④「刑を終えて出所した人」

性別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、同様の傾向となっていますが、「ともかくも賛成」の割合は、どちらも男性回答者が女性回答者より、やや高くなっています。

年齢別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、「ともかくも反対」の割合は年代層により差がありませんでした。

「刑を終えて出所した人」との結婚への賛成は、5つの項目の中で2番目に低い結果となりました。

⑤「精神に障がいのある人」

性別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、同様の傾向となっていますが、相手が女性の場合、「ともかくも賛成」する者の割合は男性回答者にやや多くなっています。

「精神に障がいのある人」との結婚への賛成は、5つの項目の中で最も低い結果となりました。

年齢別では、相手が女性・相手が男性の場合とも、40歳代より高い年代層で、「ともかくも反対」の割合が高くなっています。

13 同和問題（部落差別）

・同和問題（部落差別）に対する考え方【問 16】～【問 19】（報告書 P56～ 概要版 P8）

同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸について【問 16】

同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸を避けるかどうかを尋ねたところ、次の結果となりました。

いずれにあってもこだわらない	57.5%
同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区内の物件は避けないと思う	18.4%
同和地区の物件だけでなく、同じ小学校区内の物件も避けると思う	4.2%
回答なし	20.0%

同和地区だけでなく、小学校区内に同和地区がある物件すら避けようという意識が残っています。

性別では、同和地区を避ける割合は、男性より女性にやや多く、「いずれにあってもこだわらない」は男性の方がやや多くなりました。

年齢別では、「いずれにあってもこだわらない」割合は、若い年代の方が多くなっています。

前回調査との比較では、同和地区を避ける人の割合は 11.7 ポイント減少しました。

しかし、「回答なし」が前回調査より大きく増加（13.8 ポイント）しているため、その要因については、さらに考察する必要があります。

・同和地区や同じ小学校区内にある物件を避ける理由【問 17】

【問 16】で、「同和地区の物件だけでなく、同じ小学校区内の物件も避けると思う」、「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区内の物件は避けないと思う」のいずれかを選んだ人にその理由を尋ねたところ、次のとおりとなりました。

周りの人から避けたほうがよいと言われるから	39.6%
自分も同和地区出身者と思われるから	33.6%
その他（地域に対する消極的イメージ等・不動産価値など）	29.0%
回答なし	5.1%

同和地区や同じ小学校区内にある物件を避けると回答した人には、「同和地区出身者と見なされたくない」、「差別を受けたくない」といった忌避意識が存在しています。

この忌避意識は、社会の中で根強く残り、結婚の場面などで差別を生む要因となるため、同和問題（部落差別）に対する正しい理解を深める教育・啓発が必要です。

・同和問題（部落差別）の解決に対する考え【問 18】

同和問題（部落差別）の解決に対する 4 つの意見に対する考え方を尋ねたところ、次のとおりとなりました。

人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする	27.7%
そっとしておけば自然になくなる	19.1%
自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる	18.9%
これは、同和地区の人の問題だから、自分には関係がない	1.4%
わからない	22.7%
回答なし	10.3%

性別では、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」、「そっとしておけば自然になくなる」は、女性より男性の回答がやや多くありました。

年齢別では、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」という積極的回答の割合は、60 歳代と 70 歳以上で 3 割台となり、他の年代より高くなりました。

40 歳代以下の若い年代層では「わからない」の割合が 3 割台となり、他の年代より高くなっています。

「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」といった積極的な回答は、前回調査より 4.4 ポイント減少しました。

「そっとしておけば自然になくなる」は、1.1 ポイント減少、「これは、同和地区の人の問題だから、自分には関係がない」は、4.9 ポイント減少しました。

・同和地区・同和地区の人びとに対する差別があると思うか【問 19】

同和地区や同和地区の人びとに対して、現在、差別があると思うかを 5 つの場面について尋ねたところ、次の結果となりました。

	差別がある	差別はない	わからない
①結婚について	28.2%	47.6%	19.6%
②インターネットを介した差別的情報の拡散	18.5%	34.5%	41.4%
③引っ越し・住宅の購入	18.3%	52.4%	24.9%
④日常の交流や交際	7.7%	73.0%	15.1%
⑤就職について	7.4%	68.0%	19.5%

いずれも差別はないと回答した割合の方が多くなっています。

性別では、「男性」の方が、差別があると答えた割合がやや高いものは、①の「結婚について」と③の「引っ越し・住宅の購入」となりました。

「男性」の方が、差別がないと答えた割合がやや高かったのは、②の「インターネットを介した差別的な情報の拡散」となりました。

年代別では、④の「日常の交流や交際」と⑤の「就職について」の 2 項目で、高い年代層のほうに、差別がないと答えた割合が多くなりました。

問 15・問 16・問 19 のクロス集計による分析では、「差別があると認識していても、差別はしない者」は、「差別があると認識し、差別をする者」や、「差別がないと認識し、差別はしない者」などと比べて、特に小中学校や高校・高等専修学校での学習経験が相対的に高い割合となっています。学校で人権問題について授業等で学ぶことが、差別をしないという意識・態度の形成に、一定の影響があると考えられます。

14 教育・啓発について

・学校における人権問題についての学習経験【問 20】（報告書 P67～）

学校で人権問題（同和問題や障がい者、女性、外国人の人権など）について、授業等で学んだ経験があるかを尋ねたところ、次のとおりとなりました。

小学校で学んだ	45.3%
中学校で学んだ	44.0%
高校・高等専修学校で学んだ	18.5%
短大・大学・専門学校で学んだ	5.2%
はっきりと覚えていない	22.9%
学校で学んだ経験はない	16.2%
回答なし	3.1%

「小学校で学んだ」、「中学校で学んだ」が、それぞれ4割台半ばとなり、「高校・高等専修学校」は2割弱となりました。

「はっきりと覚えていない 22.9%」、「学校で学んだ経験はない 16.2%」、「回答なし 3.1%」を合わせて 42.2%となることから、学校段階のどこかで人権問題について学んだ者は、6割弱あると考えることができます。

・人権問題についての研修会・啓発資料との接触度【問 21】（報告書 P68～）

人権についての研修会への参加状況や啓発資料の関心度を把握するため、5項目について尋ねました。

①人権問題に関する啓発冊子・パンフレット・広報紙等の記事

読む者の割合は、76.1%となり、前回調査（83.1%）より 7.0 ポイント減少しました。

高い年代層の方が、接触度（ともかくも“読む”者の割合）が高くなっており、反対に「まったく読まない」は 40 歳代以下の年代層で多く、特に 18～29 歳では5割台半ば、30 歳代で4割弱となっています。

②市や学校が開催する講演会や研修会へ参加したことがある割合

参加したことがある割合は、52.6%となり、前回調査（56.3%）より 3.7 ポイント減少しています。性別では、女性より男性の方が 5 ポイント程度高くなっています。

③職場で行われる研修会

職場で行われる研修会を受けたことがある割合は、32.3%となり、前回調査（33.5%）より 1.2 ポイント減少しています。性別では、女性より男性の方が 10.9 ポイント高くなっています。

④自治会単位で行われる住民人権学習会

参加したことがある割合は、58.7%となり、前回調査（64.5%）より 5.8 ポイント減少しています。性別では、女性より男性の方が 10 ポイント高くなっています。

⑤市民団体の主催による講演会・研修会・研究大会

参加したことがある割合は 30.0%となり、前回調査（39.6%）より 9.6 ポイント減少しています。

5項目では回答の選択肢が異なりますが、接触度（参加したことがある割合、読む割合、受けたことがある割合）の高さを比較すると次のとおりとなりました。

「人権問題に関する啓発冊子・パンフレット・広報紙等の記事」	76.1%（“読む”）
「自治会単位で行われる住民人権学習会」	58.7%（“参加する”）
「市や学校が開催する講演会や研修会」	52.6%（“参加する”）
「職場で行われる研修会」	32.3%（“受けたことがある”）
「市民団体の主催による講演会・研修会・研究大会」	30.0%（“参加する”）

住民人権学習については、自治公民館活動補助金の交付要件としているため、毎年 90%以上の自治会で実施していただいておりますが、参加者の減少や参加者の固定化が見受けられますので、誰もが参加しやすい学習会の開催に向けた助言や支援が必要となっています。

市や学校、市民団体が開催する講演会や研修会等については、前回調査から減少している状況となっているため、様々な機会や媒体を通じた広報や、市民が参加しやすい時間帯・曜日の設定、内容の充実を図る必要があります。

・講演会や研修会等に参加しなかった理由【問 22】（報告書 P73～）

講演会や研修会等に参加しなかった理由を尋ねたところ、次のとおりとなりました。

開催されているのを知らなかった	51.8%
忙しくて時間的に無理だった	27.1%
人権問題に関心がない	23.9%
時間帯があわない	23.9%
自分には関わりがない	16.5%
同じような内容で新鮮味がない	13.8%
人権問題のことはよく知っている	6.9%
自分で学習をしているため	4.6%
回答なし	6.9%

「開催されているのを知らなかった」が 51.8%で最も高く、次いで「忙しくて時間的に無理だった 27.1%」、「人権問題に関心がない 23.9%」「時間帯があわない 23.9%」の順で続いています。

「開催されているのを知らなかった」については、前回調査（45.6%）より、6.2 ポイント増加しているため、効果的な周知方法を検討し、実施していく必要があります。

また、「人権問題に関心がない」や「自分には関わりがない」と回答されている割合も多いため、人権尊重の理念に対する理解を深める教育を進めていく必要があります。

・人権問題の理解を深めるのに役立ったもの【問 23】（報告書 P73～ 概要版 P8）

人権問題の理解を深めるのに役立ったものを 12 の項目から尋ねたところ、次のとおりとなりました。

自治会単位で行われる住民人権学習会	34.3%
テレビ・ラジオのニュースや番組、新聞	32.4%
学校の授業やホームルーム、特別活動等での同和教育や人権教育	28.8%
市や学校が開催する講演会や研修会	20.6%
人権啓発冊子・パンフレット・広報紙の記事	18.0%
職場で行われる研修会	15.1%
人権問題についての家族や友人との話し合い	11.2%
市民団体の主催による講演会・研修会・研究大会	8.0%
ボランティア活動への参加	7.7%
インターネット	6.1%
市販の人権に関する本や雑誌	4.2%
その他	2.5%
回答なし	11.9%

「自治会単位で行われる住民人権学習会」が 34.3%で最も高く、次いで「テレビ・ラジオのニュースや番組・新聞 32.4%」、「学校の授業やホームルーム、特別活動等での同和教育・人権教育 28.8%」の順で続いています。

男性は住民人権学習会や講演会、女性はテレビなどのメディア、20 歳代は学校教育というように、性別や年齢によって、役立ったものは異なりました。

住民人権学習は、前回調査においても最も役立ったものと回答されており、身近な地域で人権について学ぶ機会となっています。今後も効果的な学習会の実施に向けて取り組んでいく必要があります。

・人権擁護委員について【問 24】（報告書 P76～）

「人権擁護委員が丹波市内に知っているか」と「人権擁護委員が人権問題の相談に応じることを知っているか」について尋ねたところ、次のとおりとなりました。

	はい	いいえ	回答なし
人権擁護委員が丹波市内に知っているか	40.9%	51.7%	7.5%
人権擁護委員が人権問題の相談に応じることを知っているか	36.8%	54.9%	8.3%

認知度は、「人権擁護委員が丹波市内に知っていること」を知っている割合は 40.9%、「人権問題の相談に応じること」では 36.8%で、いずれも 4 割前後となりました。

前回調査との比較では、「人権擁護委員が丹波市内に知っていること」では、5.0 ポイント減少し、「人権問題の相談に応じること」では、4.3 ポイント減少しました。

人権擁護委員制度や人権相談の実施を知っていない方が半数以上となっており、また、【問 6-3】で人権侵害を受けた時の相談先で法務局・人権擁護委員に相談が 3.6%と低い状況となっているため、人権擁護委員制度や相談日等を周知する必要があります。

・人権問題について普段考えていること・気になっていること・意見【問 26】（報告書 P78～）

人権問題について普段考えていることや、気になっていることや意見を尋ねたところ、183 人の方から様々な意見等をいただきました。

テーマや意見の内容の内訳は、次のとおりです。

同一の記入者が異なるテーマについて書いている場合には、テーマごとに分けて整理しています。

女性の人権、女性施策について	11 件
子ども・若者の人権、家庭教育等	13 件
障がいのある人の人権、障がい者施策等	13 件
外国人の人権	7 件
ヘイトスピーチ	2 件
高齢者の人権、高齢者の人権意識について	11 件
同性愛について	1 件
ネットに関わること	3 件
同和問題について	42 件
刑を終えて出所した人について	2 件
人権教育について、子どもに向けた教育について	10 件
啓発について	12 件
地域の慣習・役職に関わること	5 件
アンケートへの意見	19 件
行政・制度に対する意見	10 件
生活保護受給者等について	3 件
その他	52 件

人権尊重のまちづくりへの期待や個別の人権課題について具体的な意見が多くあり、今後の教育や啓発を推進する上で参考となるものもありました。

一方で、否定的な意見として「寝た子を起こすな論」に立つ意見がありましたが、社会の中では差別や偏見が存在しており、未だに解消できていない重要な問題であることを啓発していく必要があります。

15 まとめ

①人権問題に関する関心・知識

- ・17項目の人権問題のうち、12項目で前回調査より「関心がある割合」が増加しており、全体の傾向としては、人権への関心は高くなってきていると言えます。
- ・「性同一性障害や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題」への関心が高まっています。
- ・H17調査とH24調査より関心の割合が減少している人権問題（犯罪被害者とその家族の人権問題、同和問題（部落差別）、HIV感染者の人権問題）があります。
- ・人権3法の認知度は、半数以下であり、認知度は高いとは言えない状況です。
- ・人権啓発との接触度が高い人や小学校から短大・大学・専門学校へと、より上の学校段階で人権問題について学んだ経験がある者ほど、認知度は高くなっています。

②人権についての考え方

- ・人権問題とは、差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」には9割近くが反対していることから、「人権問題は自分に関係がある」と考えています。
- ・人権問題の解決は、法や行政制度によるよりも「がまん」や「思いやり」など、個人の心がけが大切だと考える者が多くなっています。

③家意識・伝統慣習意識・世間同調意識

- ・日本社会の差別意識と深く関わると考えられてきた家意識・伝統慣習意識・世間同調意識については、いずれも強い回答が減少しており、家や慣習にこだわらない人、大勢の人の考えや行動にあわせるのではなく、自分の考えで行動する人が増えています。

④人権侵害に対する対応

- ・5.7人に1人が過去5年間で何らかの人権侵害を受けたと感じています。
- ・相談先として法務局や専門機関、人権擁護委員等に相談する人は少なく、相談せずに我慢した人や自分で対処した人が多くおられます。

⑤人権問題に対する考え方（女性、子ども、障がいのある人、外国人、高齢者、性的少数者の人権、インターネットによる人権侵害）

- ・女性や子ども、障がいのある人など、それぞれの立場の人の人権を守ろうとする回答は、約6割から8割台となっています。人権に関する啓発との接触度が上がるほどこれらの回答は多くなっています。
- ・「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体罰を容認する」との意見も多くあります。
- ・インターネットによる人権侵害については、削除要請や規制・違法化などの制度的取組を支持する意見は多かったものの、「表現の自由」という言葉を出すと「情報の規制」に対する回答は、賛否が二分されています。

⑥結婚に対する考え方

- ・子どもの結婚相手に求める条件としては、相手が女性の場合、男性の場合とも性格と健康が第

1位と2位になっていますが、第3位以下は、相手の性別によって異なっています。

- ・相手が女性の場合では、「家庭環境」、「家事能力」、相手が男性の場合では、「職業」、「収入・財産」を求める意見が多くあることから、「男性は仕事、女性は家事」といった性別による役割分担意識が残っていることが伺えます。人権教育や啓発に触れる機会が多いほど、性別による役割分担意識は弱くなる傾向がみられます。
- ・子どもの結婚相手が、親や本人などが同和地区で生まれ育った人や日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人の場合は、賛成が約5割から6割となっていますが、身体に障がいのある人や刑を終えて出所した人、精神に障がいのある人では、賛成は1割から3割となり、反対される人は多くおられます。

⑦同和問題（部落差別）に対する考え方

- ・家や土地等の購入・賃貸にあたって同和地区や同じ小学校区内にある物件を避けることがあると思うかについては、「いずれにあってもこだわらない」が過半数を占めていますが、前回調査から1.9ポイント減っています。
- ・「回答なし」が20%あり、前回調査から13.8ポイント増加しています。
- ・同和地区を避けた割合は約2割あり、避ける理由としては、周りの人から避けた方がよいと言われる、自分も同和地区出身者と思われるとの考えがそれぞれ3割となっています。
- ・同和地区に対する消極的イメージや、なじめない・つきあいが難しそう、不動産価値、子ども・家族に影響があるなどの様々な理由で同和地区の土地の購入を避けると回答しています。
- ・同和問題（部落差別）の解決に対する考えでは、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」といった積極的な意見が27.7%で最も多くありました。一方で同和問題は他人事であると思っている人や自然になくなると考えている人を合わせると約4割になります。
- ・部落差別についての認識では、差別がないと答えた者の割合が、差別があると答えた割合より高くなっています。
- ・日常の交流や交際、就職よりも結婚やインターネット上において差別があると思う人の割合が多くなっています。

⑧教育・啓発および人権擁護委員制度について

- ・人権問題に関する啓発冊子・パンフレット・広報紙等の記事を読む人は、H17調査とH24調査よりも減少しています。
- ・人権問題の理解を深めるのに役立ったものとして、「自治会単位で行われる住民人権学習会」と「テレビ・ラジオのニュースや番組、新聞」が高くなっています。
- ・人権擁護委員制度や人権擁護委員が相談を受けることは、半数以上の人に知られていない状況です。

おわりに

今回の調査では、市民 2,000 人を対象に実施したところ、有効回収数は 962 件、有効回収率は 48.1% となり、前回調査の有効回収率 (56.6%) より 8.5 ポイント減少しました。

今回の調査に限らず、市が実施するアンケート調査の回収率は全体的に低下傾向となっているため、市政に参画する大切な機会であり、住みよいまちづくりに繋がっていくものであることを理解していただくよう、調査の目的や必要性をわかりやすく説明するとともに、調査結果を施策に活かしていくこと、また、その状況を市民に伝えていくことも重要であると思われます。

人権問題に関する関心度については、H24 調査時点で、前回調査 (H17) と比較して多くの項目で落ち込みましたが、今回の調査結果では、17 項目中 12 項目で関心のある割合が増加するなど、関心が高まっている状況が見られます。

また、個別の人権課題についても、人権を守る立場に立った回答が多くありました。

しかし、個別の人権課題の中でも、例えば、女性の人権について性別役割分担を問うと反対が 7 割あるのに対し、子どもの結婚相手の条件として家事能力を求める回答が上位にくるのは女性に対してのみであるなど、性別による役割に対する根強い意識があることも伺えます。

その他の人権課題では、子どもの人権に関して、「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体罰を容認する」との意見が多くあることや、障がいのある人の人権では、精神に障がいのある人に不安を感じることに同調する意見が約 7 割、また、高齢者の人権では、内容によって意見が分かれるなど、個別の項目から見える意識で留意が必要なものもあると認識しています。

さらに、同和問題（部落差別）については、「同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸」や「同和問題（部落差別）の解決に対する考え」において、「回答なし」が前回調査より大きく増加（前者が 13.8 ポイント、後者が 6.4 ポイント）していること、人権に関する情報への接触や講演会・研修会・住民人権学習会への参加経験の減少なども留意すべき点だと考えています。

そのほか、日本社会の差別意識と深く関わると考えられてきた家意識・伝統慣習意識・世間同調意識については、全体では意識が弱まっている傾向にありますが、こうした意識の高い年代が、70 歳以上の高齢層と、18～29 歳の若い年代層で高くなっていることも気にかかります。

本調査のクロス集計では、様々な項目で、人権啓発との接触度が高いほど、人権を守る立場の回答が多くなるという結果が見られます。また学校での人権問題学習経験も差別をしないという意識や態度の形成に一定の影響を与えているということも見えており、これらは、教育・啓発の大切さを表していると言えます。

これまで丹波市では、平成 18 年策定の「丹波市人権施策基本方針」、平成 27 年策定の「第 2 次人権施策基本方針」に基づき、施策を進めてきました。

今回の調査結果をふまえると、これまでの施策の方向性は引き続き維持しながらも、より多くの市民に届く効果的な取組及び個別の項目で見えてきた課題への対応について検討していく必要があります。